

YouTube 福島県県北保健福祉事務所公式チャンネル運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福島県県北保健福祉事務所が YouTube 社の動画共有サービス YouTube に福島県県北保健福祉事務所公式チャンネル（以下「公式チャンネル」という。）を設け情報提供等を行う際に、情報の円滑な発信に必要な事項を定めるものとする。

(運営責任)

第2条 公式チャンネルへの動画掲載は、原則として県北保健福祉事務所総務企画課が行うものとする。

(公式サイトのアカウント等)

第3条 公式チャンネルのアカウントは「kenpoku_hc」とし、アドレスは「https://www.youtube.com/user/kenpoku_hc」とする。同アカウントのパスワードについて、総務企画課は、外部に漏れることのないよう適切に管理する。また、パスワードは管理職及び担当職員のみ保管・使用し、適宜変更する。

(掲載対象)

第4条 掲載対象については、県内外に広く周知すべきと各所属部長が判断する情報全般とする。

(掲載依頼の方法)

第5条 各課等で掲載を希望する動画がある場合は、動画の内容について、各所属部長の承認を得ること。動画が完成したら、原則として掲載を希望する3日前までに、「ホームページ掲載・削除依頼書」に「動画データ」を添付して、各所属部長決裁後、総務企画課へ掲載を依頼する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(動画データのファイル形式)

第6条 動画データのファイル形式は、原則として mp4 とする。

(動画へのコメント)

第7条 動画閲覧者の書き込みが公式チャンネルに表示されるようになるコメントについては、原則として設定しない。ただし、コメント設定の依頼があ

った場合は個別に判断を行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、公式チャンネルの運営に関して必要な事項は総務企画課が別途定める。

附則

この要領は、令和2年10月27日から施行する。

附則

この改正は、令和7年5月21日から施行する。